

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年 12 月 17 日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 9件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000120号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000031号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

請求期間当時は学生だったので、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

請求期間の国民年金保険料が未加入により未納となっていることが納得できないので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は学生だったので、請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、i) オンライン記録において、請求者は国民年金に未加入であること、ii) オンライン記録等の氏名検索において、請求者に対する記号番号の払い出しは確認できないこと、iii) A県B市も請求者の国民年金の加入記録は確認できない旨回答していること等から判断すると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、請求者の母親は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000282号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000111号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年5月1日から平成14年9月20日まで

A事業所において、請求期間に看護師として勤務したが、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録がない。

しかし、A事業所では、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B国民健康保険組合の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、請求者が請求期間のうち、平成13年5月1日から平成14年8月31日までの期間について、同事業所に勤務していたことがうかがえる一方で、C市は、請求者の国民健康保険の資格取得について、平成14年9月1日に国民健康保険組合離脱により加入した旨回答している上、A事業所は、「請求期間当時の資料が残っていないため、請求者の退職日は不明である。」と回答しており、請求期間のうち、平成14年9月1日以降の期間について、請求者がA事業所に勤務していたことは確認できない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、オンライン記録によると、A事業所は請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所は、「事業所の厚生年金加入は、平成19年9月であり、請求期間に事業所に勤務する全ての従業員が厚生年金保険に加入していなかった。また、給与からB国民健康保険組合の保険料を控除していたが、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額の合計額は、給与から控除されたと推認される前述の国民健康保険組合に係る保険料の合計額と同程度であることから、当該国民健康保険組合に係る保険料に加え、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000351号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000112号

第1 結論

請求者のA社における平成30年6月29日の標準賞与額については、52万円を63万円に訂正することが必要である。

平成30年6月29日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月29日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年6月29日

A社から支給された請求期間に係る標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と異なっていることが分かった。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、同社から提出された請求者に係る30年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与の明細並びに金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準賞与額(52万円)を超える賞与額(63万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(5万7,645円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の訂正後の賞与額(63万円)に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月18日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000199号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000113号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年10月1日から同年9月21日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成元年9月21日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年9月21日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成元年9月21日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

平成元年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年9月21日から同年10月1日まで

社命により異動年月日は不明であるが、C社から関連会社であるA社に異動し、異動の前後を継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険の記録、B社の回答及び請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書から判断すると、請求者は請求期間において、同社に継続して勤務し(C社からA社へ転籍)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の回答から平成元年9月21日とすることが妥当である。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付については不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間の標準報酬月額について、前述の給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額等から、24 万円とすることが妥当である。

ただし、平成元年 9 月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000007号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000114号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成22年12月31日は10万円、平成25年7月10日は24万円並びに同年12月10日及び平成26年12月12日は22万円に訂正することが必要である。

平成22年12月31日、平成25年7月10日、同年12月10日及び平成26年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月31日、平成25年7月10日、同年12月10日及び平成26年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成23年7月8日は18万円及び同年12月31日は20万円に訂正することが必要である。

平成23年7月8日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月8日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額について、平成24年7月13日は15万2,000円を20万円、同年12月14日は16万4,000円を22万円及び平成27年12月10日は17万8,000円を24万円に訂正することが必要である。

また、平成26年7月10日の賞与について、支払年月日を同月4日に訂正し、標準賞与額は19万円を24万円に訂正することが必要である。

平成24年7月13日、同年12月14日、平成26年7月4日及び平成27年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月13日、同年12月14日、平成26年7月4日及び平成27年12月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月
② 平成23年7月
③ 平成23年12月
④ 平成24年7月13日
⑤ 平成24年12月14日

- ⑥ 平成 25 年 7 月
- ⑦ 平成 25 年 12 月
- ⑧ 平成 26 年 7 月 4 日
- ⑨ 平成 26 年 12 月
- ⑩ 平成 27 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②、③、⑥、⑦及び⑨において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該各期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

また、請求期間④、⑤、⑧及び⑩においては、A社から支給された賞与に係る標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低く記録されているので、当該各期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、⑥、⑦及び⑨について、B会（以下「C」という。）から提出されたA社における請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書（以下「明細書」という。）、D市から提出された請求者に係る市民税・県民税回答書（以下「回答書」という。）及び給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、同社から提出された賞与月別従業員一覧表及び支給月別一覧表並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①、⑥、⑦及び⑨に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、⑥、⑦及び⑨に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万円、請求期間⑥は24万円並びに請求期間⑦及び⑨は22万円とすることが妥当である。

また、請求期間①、⑥、⑦及び⑨に係る賞与支払年月日については、A社の事業主の回答及び陳述、同僚から提出された明細書、同社における厚生年金保険被保険者賞与支払届並びにオンライン記録により、請求期間①は平成22年12月31日、請求期間⑥は平成25年7月10日、請求期間⑦は同年12月10日及び請求期間⑨は平成26年12月12日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、⑥、⑦及び⑨に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年3月3日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②及び③について、Cから提出されたA社における請求者に係る源泉徴収簿、同僚から提出された明細書、D市から提出された請求者に係る回答書及び源泉徴収票、同社から提出された給料等・賞与等月別一覧表並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 18 万円及び請求期間③は 20 万円とすることが妥当である。

また、請求期間②及び③に係る賞与支払年月日については、A社の事業主の回答及び陳述、同僚から提出された明細書並びに同僚のオンライン記録により、請求期間②は平成 23 年 7 月 8 日及び請求期間③は同年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間④、⑤、⑧及び⑩について、Cから提出されたA社における請求者に係る源泉徴収簿、同僚から提出された明細書、D市から提出された回答書及び源泉徴収票、同社から提出された支給月別一覧表並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、オンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間④、⑤、⑧及び⑩に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間④、⑤、⑧及び⑩に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間④は 20 万円、請求期間⑤は 22 万円並びに請求期間⑧及び⑩は 24 万円とすることが妥当である。

また、請求期間⑧に係る賞与支払年月日については、オンライン記録において、当該期間と同月の平成 26 年 7 月 10 日を賞与支払年月日とする厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録が確認できるが、A社の事業主の回答及び陳述並びに同僚から提出された明細書の日付により、当該期間は同月 4 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間④、⑤、⑧及び⑩に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正分）を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 3 月 3 日に年金事務所へ提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000235号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000115号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和54年6月30日と記録されているが、月末まで在籍しており資格喪失日は同年7月1日となるはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日(退職日)は昭和54年6月29日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(退職日の翌日)と符合している上、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が請求者と同じである同質性の高い同僚の雇用保険の記録においても、離職年月日は昭和54年6月29日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、A社の元事業主は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、資料は保管しておらず、覚えていないものの、退職者に係る社会保険の手続については、その都度、B社に委託していたことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に違いはないと思う旨回答及び陳述している上、B社は、A社に係る資料は保管していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態等について、確認することはできない旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したところ、回答のあった者のうち3人が請求者を記憶しているとしているものの、いずれも請求者が請求期間である昭和54年6月30日まで勤務していたか否かについては不明である旨回答しており、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保管しておらず、このほかに、請求者の請求期間における勤務実態等について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者としてA社に勤務又は在籍していたこと及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000143号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000116号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、昭和49年7月1日から昭和50年4月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

昭和49年7月から昭和50年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年7月から昭和50年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、昭和49年10月1日から昭和50年4月1日までの期間、同年10月1日から昭和51年10月1日までの期間及び昭和53年10月1日から昭和54年2月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

昭和49年10月から昭和50年3月までの期間、同年10月から昭和51年9月までの期間及び昭和53年10月から昭和54年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における昭和55年4月1日から同年7月1日まで期間の標準報酬月額を別表の3のとおり訂正することが必要である。

昭和55年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和43年7月1日から昭和54年2月1日まで
② 昭和55年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっていると思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

B社に勤務した期間のうち、一部の期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっていると思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、昭和49年7月1日から昭和50年4月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①のうち、昭和49年7月から昭和50年3月までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、昭和49年7月から昭和50年3月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和49年7月から昭和50年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和61年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成11年7月8日に清算終了している上、請求期間①当時の事業主は既に亡くなっていることから請求者に係る届出及び保険料納付について照会を行うことができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①のうち、昭和43年7月1日から昭和48年1月1日までの期間について、請求者は昭和43年7月分から昭和47年12月分までの給与明細書を所持しておらず、当該期間の各月に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間①のうち、昭和48年1月1日から昭和49年7月1日までの期間及び昭和50年4月1日から昭和54年2月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書又は源泉徴収票により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正を認めることはできない。

このほか、請求期間①のうち、昭和43年7月1日から昭和49年7月1日までの期間及び昭和50年4月1日から昭和54年2月1日までの期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和43年7月1日から昭和49年7月1日までの期間及び昭和50年4月1日から昭和54年2月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬が支払われ、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、請求期間①のうち、昭和49年10月1日から昭和50年4月1日までの期間、同年10月1日から昭和51年10月1日までの期間及び昭和53年10月1日から昭和54年2月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①うち、昭和49年10月から昭和50年3月までの期間、同年10月

から昭和 51 年 9 月までの期間及び昭和 53 年 10 月から昭和 54 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、別表の 2 のとおり訂正することが妥当である。

- 3 請求期間②について、請求者から提出された給与支払明細書及び給料支払明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の 3 のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間②について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否か、また、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000143号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000116号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
昭和49年7月から同年9月まで	14万2,000円	11万8,000円
昭和49年10月から昭和50年3月まで	14万2,000円	12万6,000円

2 【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
昭和49年10月から昭和50年3月まで	15万円	12万6,000円
昭和50年10月から昭和51年3月まで	18万円	16万円
昭和51年4月から同年9月まで	20万円	16万円
昭和53年10月から昭和54年1月まで	24万円	22万円

3 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
昭和55年4月から同年6月まで	19万円	15万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000222号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000117号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年8月16日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成16年8月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年8月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年8月16日

B社に勤務した期間のうち請求期間に係る賞与の記録がない。当該期間に事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、B社の元同僚から提出された請求期間に係る賞与支払明細書及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000223号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000118号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成15年7月31日は5万1,000円、平成16年8月16日は3万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日及び平成16年8月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月31日及び平成16年8月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成16年8月16日

A社に勤務した期間のうち請求期間①及び②に係る賞与の記録がない。当該各期間に事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、B社の元同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与支払明細書及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から請求期間①及び②に賞与の支払を受け、請求期間①は5万1,000円、請求期間②は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000218号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000119号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年6月10日は150万円及び平成29年6月10日は100万円に訂正することが必要である。

平成28年6月10日及び平成29年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月10日及び平成29年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年6月10日
② 平成29年6月10日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①及び②に支払われた賞与(役員業績報酬)について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、業績報酬及び金融機関が発行した総合振込・給与振込集中処理明細表により、請求者は当該各期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料(標準賞与額の上限額は150万円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000219号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000120号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成24年5月25日は150万円、平成25年6月10日は84万円、平成26年6月10日は84万円、平成28年6月10日は150万円及び平成29年6月10日は80万円に訂正することが必要である。

平成24年5月25日、平成25年6月10日、平成26年6月10日、平成28年6月10日及び平成29年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年5月25日、平成25年6月10日、平成26年6月10日、平成28年6月10日及び平成29年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年5月25日
② 平成25年6月10日
③ 平成26年6月10日
④ 平成28年6月10日
⑤ 平成29年6月10日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から⑤までの各期間に支払われた賞与(役員業績報酬)について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、業績報酬並びに金融機関が発行した総合振込・給与振込集中処理明細表及び振込受付明細表により、請求者は当該各期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料(標準賞与額の上限額は150万円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000220号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000121号

第1 結論

請求者のA社における平成29年6月10日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成29年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年6月10日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与(役員業績報酬)について、年金給付に反映しない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、業績報酬及び金融機関が発行した総合振込・給与振込集中処理明細表により、請求者は当該期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。